

○武蔵野美術大学地方出身学生支援奨学金規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学90周年記念募金事業を基に、武蔵野美術大学及び武蔵野美術大学大学院(以下「本学」という。)に在籍する地方出身の学生(通信教育課程の学生、博士後期課程の学生、科目等履修生、研究生及び留学生を除く。以下「学生」という。)のうち、経済的理由により修学が困難な者を援助するため、武蔵野美術大学地方出身学生支援奨学金(以下「90周年記念奨学金」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の額及び期間)

第2条 90周年記念奨学金として、1名につき年額30万円を贈与する。

2 90周年記念奨学金贈与の期間は、当該年度1年間限りとする。ただし、次年度以降、再出願することを妨げない。

(資格)

第3条 この規則の定めるところにより90周年記念奨学金の贈与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 武蔵野美術大学及び武蔵野美術大学大学院に在籍する者(通信教育課程の学生、博士後期課程の学生、科目等履修生、研究生及び留学生を除く。)
- (2) 経済的理由により修学が困難であると認められる者
- (3) 出願時点で保証人が過去3年以上継続して、島しょ部を除く東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県以外の都道府県に在住している者
- (4) 当該年度に留年していない者
- (5) 休学中でない者
- (6) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「留学」に該当しない者
- (7) 当該年度の学校法人武蔵野美術大学奨学金及び武蔵野美術大学経済的支援授業料減免を受けていない者

(奨学生の数)

第4条 奨学生の数は、次のとおりとする。

- (1) 武蔵野美術大学に在籍する学生は、毎年度7名とする。
- (2) 武蔵野美術大学大学院に在籍する学生は、毎年度3名とする。

(奨学金の期限)

第5条 90周年記念奨学金は、平成31年度から10年間とし、平成40年度をもって終了

する。

(出願手続)

第6条 90周年記念奨学金に出願しようとする者(以下「本人」という。)は、毎年指定された期日までに、所定の書類に前年度の家計状況及び保証人の住所を証明する公的機関の発行する書類を添えて、本学へ提出しなければならない。

(奨学生の審査及び決定)

第7条 奨学生の採用は、学生生活委員会において審査し、その結果に基づき、学長が決定する。

- 2 前項の審査は、家計状況を判断して行う。
- 3 奨学生の採否の結果は、本人及び保証人に通知する。

(家計審査の基準)

第8条 奨学生は、本人の属する世帯において本人の出願の日の前、1年間の所得金額が、選考基準の収入基準額以下で、経済上の事情により修学することが困難であると認められた者のうちから選ぶものとする。

(誓約書の提出)

第9条 奨学生に決定した者は、通知を受けた日から10日以内に所定の誓約書を提出しなければならない。

(身分の取消し)

第10条 奨学生が次のいずれかに該当した場合は、奨学生としての身分を取り消すことがある。

- (1) 休学した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 本人が辞退した場合

(事務所管)

第11条 90周年記念奨学金に関する事務は、学生生活チームの所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、各学部教授会及び各研究科委員会の議を経て学長が定め、理

事会が決定する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。